

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

滋賀国民年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から51年3月まで
A市から、未納期間の国民年金保険料を納付するように指導を受けたので、そのすべてを完納し、その後の保険料は口座振替で納付した。
ところが、申立期間の保険料が未納とされており、納得できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、平成4年5月以降は国民年金基金にも加入しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がB町に住民登録していた昭和51年3月1日に払い出されているが、申立人が同年7月に住民票を移動したA市では、当時、過年度保険料の納付書も作成していたと回答していることから、申立ての方法での保険料の納付が可能であり、また、同市では、昭和51年度から口座振替による保険料の収納を開始していることも確認できることから、申立内容には不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月31日から同年8月1日まで
年金記録を確認したところA事業所における資格喪失日が平成11年7月31日となっていた。その日は退職日であったので、資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「11年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」、「平成11年分給与所得の源泉徴収票」及び事業主の供述により、申立人が平成11年7月31日まで当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は月末退職であり、平成11年7月分の申立人の給与から、間違いなく厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成11年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、オンライン

記録と一致することから、公共職業安定所及び社会保険事務所双方が誤って平成11年7月31日を資格喪失日と記録することは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から30年7月20日まで
A社B事業所及びC社に勤務していた当時は、退職金や厚生年金保険などがあるとは思っていなかったため、脱退手当金の請求をした覚えも受け取った覚えも無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年10か月後の昭和32年5月24日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一事業所であり、厚生年金保険被保険者台帳において同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と259円相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

滋賀国民年金 事案 771 (事案 602 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年ごろまで

申立期間については、当時住んでいたA市B区の職員が毎月集金に来ていた。自治会の回覧では国民年金の加入を強く勧めていたことと将来の年金受給に備えて加入し、保険料を納付したのに未納と記録されている。前回、申立ては認められなかったが、諸事情により口頭意見陳述の場を失ったので陳述を聞いてもらい再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、下記の i) から iii) を理由に、国民年金保険料を納付していたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立て時において、口頭意見陳述を行う場を逸したので、陳述を聞いてもらった上で、再度、審議をしてほしいと主張し、委員会において口頭意見陳述を行ったが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和50年7月23日であり、同年7月1日に任意加入として被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である、ii) 申立人が所持する国民年金手帳には、50年7月から印紙検認記録が記載されており、これはオンライン記録と一致する、iii) 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月

1か月分の納付書が郵送されて来たので、A町役場に出向き、申立期間の国民年金保険料を窓口で確かに納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が、平成15年5月18日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから同年6月2日に同じ事業所で同資格を再取得するまでの期間であり、オンライン記録から、17年3月22日に国民年金の被保険者資格が追加訂正されたことが確認できることから、申立期間当時は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、A町役場で申立期間の保険料を納付したと申し立てているが、平成14年4月1日に国民年金保険料の収納事務は国に一元化されており、同町役場で納付することはできず、A町では、「国民年金保険料の収納事務が国に一元化されて以降、A町役場で保険料を収納することや預かることは一切無かった。」と回答していることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から同年12月まで

社会保険庁(当時)の記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金保険料を納付済みの昭和39年7月から同年12月までの期間が厚生年金保険加入期間と重複していたとして、この期間の国民年金保険料を44年2月20日に還付したとされている。

しかし、私は、昭和43年9月20日にB市に転居しており、国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いので、42年1月から同年11月までの未加入とされている期間の一部に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付を受けた覚えは無いと申し立てているが、当該保険料の還付の処理は、還付整理簿に申立期間の還付金額及び還付支払年月日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は無い。

また、申立人は、A市が保管する国民年金被保険者名簿に還付の記録があるが、還付されたとする時期は、既にB市に転居しており還付金を受け取った覚えは無いと主張しているところ、申立人が重複加入していた事実が判明した時期は、申立人がA市に居住していた時期であり、同名簿には転出先のB市の住所が記載されていることから、還付に係る事務処理に不自然な点は見られず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案774

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの期間及び47年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和47年4月から52年3月まで

A事業所の本店(B市)、C店(D市)及びE店(E市)に勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立期間のうち、結婚(昭和47年12月*日)前は、B市において私が国民年金保険料を納付し、結婚後は、D市やE市で妻が保険料を納付していた。私が保険料を納付していたことについては、A事業所の経営者が知ってくれていると思う。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、B社会保険事務所(当時)により、昭和45年4月1日を資格取得日とする国民年金手帳記号番号が同年3月から同年4月までの間に払い出されており、また、E社会保険事務所(当時)により、54年2月から同年3月までの間に、別の国民年金手帳記号番号(資格取得日は同じ。)が払い出されていることが確認できる(平成21年7月1日に両記録は統合済み。)

申立期間①については、当該期間中の昭和45年8月*日に申立人は養子縁組の離縁を行っており、これに伴い、氏名変更及びB市内での住所変更が行われているが、これらの手続に時間を要し、申立人に、保険料の納付書が届かなかった可能性がある。

また、申立期間②のうち、申立人の結婚(昭和47年12月*日)後の期間は、申立人がB市からD市、E市に転出しており、B社会保険事務所により払い出された国民年金手帳記号番号は同社会保険事務所ですべて不在決定処理されている

ことを踏まえると、同手帳記号番号により保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び申立期間②の大部分は、E 社会保険事務所により払い出された国民年金手帳記号番号では、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②のうち、結婚後の期間は、申立人の妻も未納となっている。

加えて、申立人は、A事業所の経営者が申立期間の保険料の納付の事実を知っていると申し立てているが、同経営者や当時の同僚に照会しても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年4月まで
A社に勤務していたが、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し保険料を納付していた。
ところが、申立期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市C区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料の納付方法、納付金額等についての申立人の記憶が定かではない上、加入手続に同行したとする同僚とは連絡が取れず、保険料の納付状況等が不明である。

また、A社の複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人に関し、複数の名前での読み方で、国民年金手帳記号番号の払出しがないかどうかを調査したが、申立期間に別の手帳記号番号の払出しは見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 3 月 25 日まで
平成 4 年 4 月から同年 7 月まで A 県立 B 高等学校に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録はあるのに、A 県立 C 高等学校に勤務していた申立期間の被保険者記録は無い。
いずれの期間も、臨時講師として同様に勤務しており、納得いかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 県教育委員会の辞令から、申立人が申立期間（平成 4 年 12 月 9 日から同年 12 月 11 日までの期間を除く。）に A 県立 C 高等学校に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 県教育委員会は、当時、2 か月を超える任用が予定される臨時講師等については厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたが、本人の意思も考慮していた可能性がある」と回答しており、申立人は、申立期間の大部分を含む平成 4 年 10 月 9 日から公立学校共済組合の組合員資格を取得する 5 年 4 月 1 日までの期間、父親の被扶養者となっていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人が A 県立 B 高等学校に勤務し、A 県教育委員会において厚生年金保険の被保険者記録のある平成 4 年 4 月 3 日から同年 7 月 21 日までの期間は、雇用保険の被保険者記録があるが、申立期間は雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 20 日に A 社を退職した翌日から B 社に入社し、C 社に派遣された。

社会保険事務所（当時）の記録によると、B 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 58 年 9 月 1 日となっているが、同年 4 月 21 日から勤務していたのは間違いないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C 社の回答から判断して、申立人が、申立期間において B 社から C 社に D として派遣されていたことは認められる。

しかし、申立期間当時、B 社から C 社に派遣されていた者は、申立人のみであり、申立人が採用時に面接を受けたとする取締役は既に死亡している上、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の申立期間における雇用形態及び厚生年金保険料の控除の有無を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間及びその前後の期間において B 社の厚生年金保険被保険者資格が確認できる者 9 名は、いずれも申立人のことを知らないと回答している。

さらに、B 社における申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日より後の昭和 59 年 5 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。